## お客様各位

「ことら送金」取扱開始に伴う「当座勘定規定<一般用>」及び「当座勘定規定<専用約束手形口用>」改正のお知らせ

平素は当金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

令和5年9月1日から、スマートフォンアプリ「BankPay」を利用し「ことら送金」の取扱を開始することとなりました。「ことら送金」の取扱開始日以降、平日夜間や土日祝日等においても、個人顧客の当座預金を含む預金口座への入金(着金)が可能となります。

これに伴い、当金庫では、「当座勘定規定」を改正いたします。改正後の新規定は、改正前よりお取引いただいているお客様に対しても適用されます。なお、同規定の施行日は令和5年8月23日(水)といたします。

## 主な改正内容

条項	内 容
決済資金への充当時限を規定	「ことら送金」取扱開始に伴い、窓口営業時間終了後に当座預金口座に手形・
	小切手の決済資金の充当が可能となる。これに伴い、手形・小切手決済資金へ
	の充当時限を第10条「支払の範囲」へ明記し追加した。

改正の詳細は下記「新旧対照表」をご覧ください。

旧 「当座勘定規定<一般用>」 「当座勘定規定<一般用>」 第1条~第9条 (略) 第1条~第9条 (略) 第10条 (支払の範囲) 第10条 (支払の範囲) (1)呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支 (1) 呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支 払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を 払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を 負いません。 負いません。 追 加 (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支 払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降 に入金した資金を支払いに充当することもできるも のとします。 (2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。 (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。 第11条~第30条 (略) 第11条~第30条 (略) 約束手形法 (略) 約束手形法 (略) 為替手形法 為替手形法 (略) (略) 小切手法 小切手法 (略) (略) 以上 以上

ĺП

## 「当座勘定規定<専用約束手形口用>」

第1条~第9条

(略)

第10条 (支払の範囲)

(1)呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支 払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を 負いません。

追加

(2) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第11条~第27条

(略)

約束手形法

(略)

新

## 「当座勘定規定〈専用約束手形口用〉」

第1条~第9条

(略)

第10条 (支払の範囲)

- (1)呈示された手形、小切手等の金額が当座勘定の支 払資金をこえる場合には、当金庫はその支払義務を 負いません。
- (2) 呈示された手形、小切手は、呈示日の15時まで に当座勘定に受入れまたは振込まれた資金により支 払います。ただし、当金庫の裁量により15時以降 に入金した資金を支払いに充当することもできるも のとします。
- (3) 手形、小切手の金額の一部支払はしません。

第11条~第27条

(略)

約束手形法

(略)

以上

以上